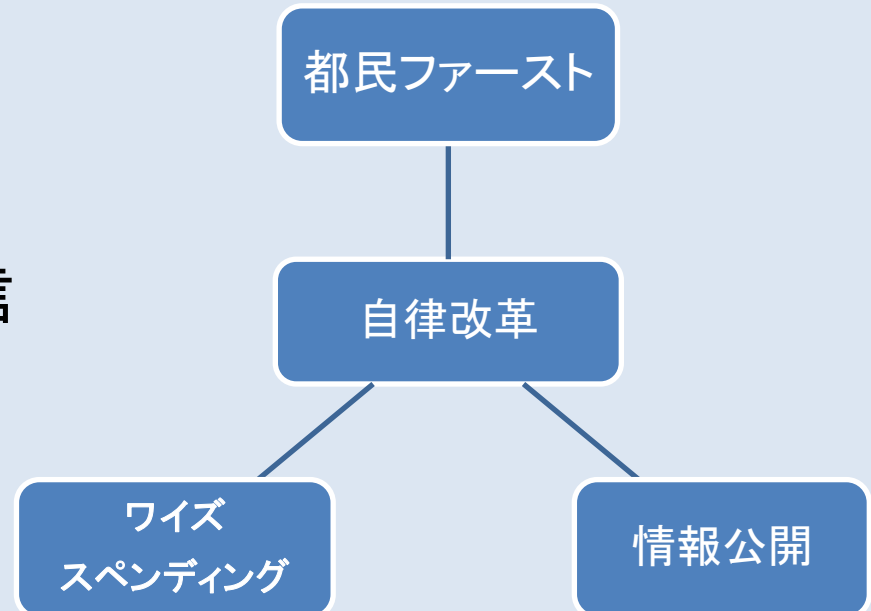


目次

- 1.福祉保健局の基本情報
- 2.自律改革の基本的考え方及びこれまでの検討経過
 - (1)福祉保健局自律改革の基本的考え方
 - (2)第1回都政改革本部会議実施後の検討経過
- 3.局事業の点検
 - (1)福祉保健局の政策課題
 - (2)局事業点検のスケジュール
- 4.業務改善
 - (1)効果的な情報公開、情報発信
 - (2)本庁の業務改善
 - (3)事業所の業務改善

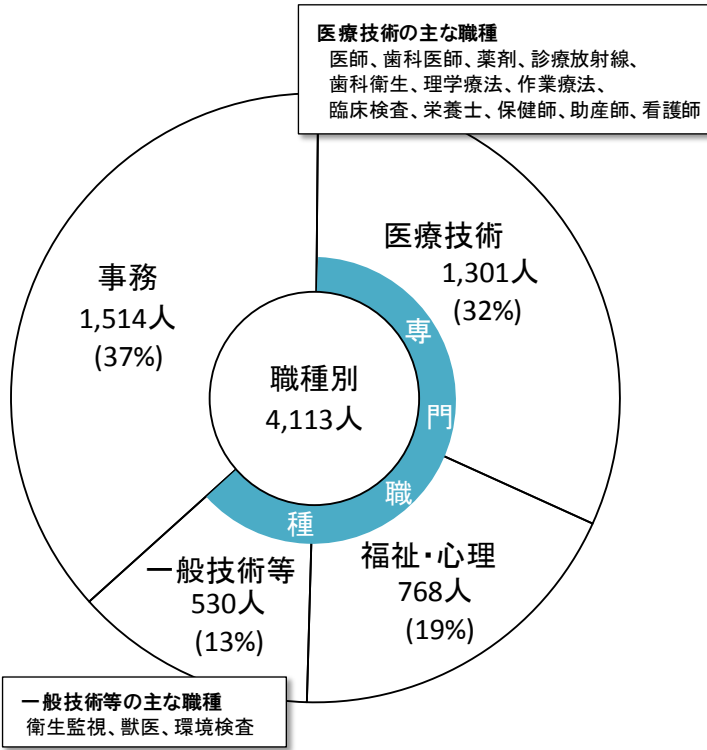


1. 福祉保健局の基本情報

福祉保健局の職員定数

職員定数概要（28年5月1日現在）

福祉保健局 4,113人	
本庁《9部39課》 1,158人（28%）	事業所《56所》 2,955人（72%）



監理団体の概要

団体名／事業概要
（公財）東京都医学総合研究所 神経系、精神障害、がん、感染症等の研究 研究成果の普及 等
（公財）東京都福祉保健財団 福祉保健医療人材の育成研修の実施 介護職員のキャリアパス導入や宿舍借り上げへの支援 福祉サービス第三者評価制度運営 等
（社福）東京都社会福祉事業団 児童養護施設・障害者（児）施設の運営
（公財）城北労働・福祉センター 山谷地域の日雇労働者への職業情報提供 等

福祉保健局 各部の職員定数・所管業務等の概要

総務部 158人 (5課)

- 庶務、議会、契約、人事、監理団体、企画、予算
- 局内横断的に対応する事項
《都有地活用、福祉人材対策を推進する協議会の設置 等》

指導監査部 104人 (4課)

- 社会福祉法人の認可、福祉サービス第三者評価
- 介護保険法、障害者総合支援法、生活保護法、国民健康保険法等に基づく指導・検査

医療政策部 111人 (4課)

- がん医療、救急・災害医療、小児・周産期医療、へき地医療対策
- 在宅療養の推進、医療人材確保対策
- 病院の開設許可、医療安全対策、医療従事者の免許

監察医務院、看護専門学校 7校 8所 230人

保健政策部 141人 (5課)

- 健康づくり、がん・生活習慣病予防、自殺総合対策、受動喫煙対策
- 難病対策、被爆者援護、臓器移植献血対策、医療費助成、国民健康保険

多摩・島しょ部 保健所、出張所など 12所 460人

生活福祉部 98人 (4課)

- 生活保護等低所得者対策、ホームレス対策、山谷対策
- 福祉人材確保対策、福祉のまちづくりの推進、民生児童委員、中国帰国者対策、旧軍人援護、災害援護

西多摩福祉事務所 1所 17人

高齢社会対策部 123人 (4課)

※各部職員定数 本庁・事業所別掲

- 高齢者施設の整備、施設事業者の運営指導
- 高齢者の在宅福祉、認知症高齢者支援
- 介護保険に係る財政、区市町村指導、事業者指定

東村山ナーシングホーム 1所 95人

子ども社会対策部 118人 (4課)

- 待機児童対策
- 児童虐待の未然防止・児童相談体制強化など子供家庭支援、母子保健事業
- ひとり親家庭支援、女性福祉施策、社会的養護の体制強化

**児童相談センター、児童相談所 10所、
女性相談センター、児童自立支援施設など** 15所 761人

障害者施策推進部 130人 (4課)

- 障害者の地域生活移行支援(居住・在宅サービス基盤の整備)等
- 就労支援、社会参加推進、重症心身障害児施策
- 精神障害者の保健医療対策、発達障害・高次脳機能障害等支援体制整備

**心身障害者福祉センター、府中療育センター、
総合精神保健福祉センターなど** 11所 890人

健康安全部 175人 (5課)

- 食品安全対策、食中毒対策 ○危険ドラッグ対策、薬事関係免許・監視指導
- 大気汚染医療費助成や放射能環境測定等環境に係る健康影響・衛生対策
- 動物愛護管理推進計画に基づく動物愛護管理施策
- 新型インフルエンザ・結核・エイズ等の感染症対策

**健康安全研究センター、市場衛生検査所、
動物愛護相談センターなど** 8所 502人

2. 自律改革の基本的考え方及びこれまでの検討経過

(1) 福祉保健局自律改革の基本的考え方

- 福祉保健局では、利用者本位を徹底した福祉システムの構築を目指した「福祉改革」や都立施設改革など、これまでも様々な取組を行ってきたが、都政改革本部会議で示された「都民ファースト」、「情報公開」、「ワイズスペンディング」の3原則に照らし、現行の仕事の進め方などを改めて見直す
- 見直しに当たっては、風通しの良い職場環境を構築し、利用者の声や若手職員を中心に問題意識を吸い上げ、改革につなげていく

(2) 第1回都政改革本部会議実施後の検討経過

- | | |
|------------|---|
| 平成28年9月 1日 | 第1回福祉保健局改革本部会議開催(局長を本部長、本庁部長級職員を構成員) <ul style="list-style-type: none">・都政改革本部会議の報告・局としての自律改革に向けてのキックオフ・各部に改革に向けて事項の洗い出しを指示 |
| 平成28年9月 8日 | 第2回福祉保健局改革本部会議開催 <ul style="list-style-type: none">・自律改革の視点の共有・若手職員を中心とした課題認識(レベル感問わず)の調査依頼 |
| 平成28年9月15日 | 各部からの課題等意見を集約(390件) → 内容を詳細に検討し改革に反映させていく |
| 平成28年9月23日 | 第3回福祉保健局改革本部会議開催 <ul style="list-style-type: none">・意見交換会の報告・取組内容について共有 |

3. 局事業の点検

現在、東京は、かつて経験したことのないほど急速に少子高齢化が進展しており、平成37年には団塊の世代が75歳以上になり、4人に1人が高齢者になると見込まれている。

このような中で、将来にわたって都民が安心して生活できる社会を実現するためには、これまでの事業実施の成果を踏まえ、中長期的な視点に立って、福祉・保健・医療サービスの充実に取り組むことが必要であり、各事業について、事業効果等の点検を行う。

あわせて、若手を中心とした職員や、都民・利用者の声を拾い上げ、政策に反映させていく。

(1) 福祉保健局の政策課題

分野等	政策課題	具体的な政策	計画等
福祉分野	○地域で安心して子供を産み育てられる社会の実現	待機児童対策、社会的養護の体制強化、子供の貧困対策	・東京都子ども・子育て支援総合計画(平成29年度中間の見直し予定) ・東京都ひとり親家庭自立支援計画(平成32年度改定予定)
	○高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会の実現	介護サービス基盤の整備、在宅療養の推進、認知症対策の総合的な推進、介護人材対策の推進、高齢者の住まいの確保、介護予防の推進と支え合う地域づくり	・東京都高齢者保健福祉計画(平成30年度改定予定) ・高齢者の居住安定確保プラン(平成33年度改定予定)
	○障害者が安心して暮らせる社会の実現	障害者の地域生活移行支援、障害者の就労支援	・東京都障害者計画・東京都障害福祉計画(平成30年度改定予定)
	○生活福祉分野における取組の推進	ホームレス対策、福祉のまちづくりの推進	・生活困窮者自立支援法の見直しに伴う施策の再構築(平成30年度予定) ・東京都福祉のまちづくり推進計画(平成31年度改定予定)

分野等	政策課題	具体的な政策	計画等
保健・医療分野	○ライフステージを通じた健康づくりの取組を推進	健康づくり対策、受動喫煙対策、自殺総合対策	・東京都健康推進プラン21(第二次)(平成35年度改定予定)
	○都民の安心を支える質の高い医療提供体制の整備を推進	救急・災害医療対策、在宅療養の推進、医療安全対策	・東京都保健医療計画(平成30年度改定予定)
	○多様化する健康危機への対応	食品安全対策、危険ドラッグ対策、感染症対策	・東京都食品安全推進計画(平成33年度改定予定)
都立施設改革			「民間でできることは民間に委ねる」という考え方を基本に、さらなる改革を進める

(2) 局事業点検のスケジュール

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
○福祉分野 ○保健・医療分野		職員からの意見を検討							
		点検事業の洗い出し調査項目案の検討		局内調査					
○都立施設改革		「今後のあり方の検討を行う施設」について検討							

・可能なものは29年度予算に反映
・次年度以降の各種計画に反映

4. 業務改善

「都民ファースト」「情報公開」「ワイズ・スペンディング」の視点から、職員一人一人の日頃の業務の中での改善の気づきや、都民をはじめとする外部からの意見の吸い上げを行い、業務改善を行っていく。

(1) 効果的な情報公開、情報発信

事項	取組の方向性	スケジュール
附属機関等の情報公開	すべての附属機関を対象にすることとし、各部の附属機関等を再確認する。 非公開となっている附属機関の議事録について、少なくとも議事項目は公開とする方向で検討するとともに、局ホームページで一覧できるようにする。	9月中に局内で検討 10月から順次公開
各種イベント、啓発行事の効果的な展開	行事の実施自体が目的化しないよう、来場者等に対してアンケート調査を行うなどして、広報手段や行事目的の浸透度などを検証していく。	10月から順次実施

(2)本庁の業務改善

事項	取組の方向性	スケジュール
各部で提出された意見への取り組み	既に提出された意見については、各部で検討し、実現可能なものから改善策を実施していく。	10月中に検討、可能なものから順次実施
若手職員等の意見を業務改善に取り入れる仕組みの構築	各部、各課の実情に合わせ、若手職員、経験豊富なベテラン職員、また、窓口利用者や事業者の声を継続的に拾い上げ、業務改善につなげていく仕組みを構築する。	10月中に仕組みを構築寄せられた意見を順次検討し、可能なものから実施
研修の実施	日常の業務における「気づき」と業務改善への参加意識を醸成するため、局で研修を行う。	11月中に研修内容等を検討、年度内に開催
福祉保健局長賞の充実	年1回実施している「福祉保健局長賞」(業務改革部門)の表彰方法等を見直し、改善への機運を高めるものにしていく。	年度内に検討し、新年度から適用する

(3) 事業所の業務改善

事項	取組の方向性	スケジュール
各事業所で提出された意見への取り組み	既に提出された意見については、各事業所で検討し、実現可能なものから改善策を実施していく。	10月中に検討、可能なものから順次実施
利用者等の意見を業務改善に取り入れる仕組みの構築	各事業所において、利用者の声、また、若手職員、経験豊富なベテラン職員の声を継続的に拾い上げ、本庁と情報共有し、業務改善につなげていく仕組みを構築	10月中に仕組みを構築寄せられた意見を順次検討し、可能なものから実施
研修の実施	日常の業務における「気づき」と業務改善への参加意識を醸成するため、局で研修を行う。	11月中に研修内容等を検討、年度内に開催
福祉保健局長賞の充実	年1回実施している「福祉保健局長賞」(業務改革部門)の表彰方法等を見直し、改善への機運を高めるものにしていく。	年度内に検討し、新年度から適用する